

令和8年8月

事業者の皆様

旭川市総務部契約課

旭川市建設工事等共同企業体運用基準の別紙様式の変更について

工事書類の簡素化による事業者負担の軽減を図るため、共同企業体協定書（以下「協定書」という。）の様式を変更しますのでお知らせします。

1 変更内容

共同企業体の結成に伴う協定書の作成について、これまでの協定書では正本の他に副本を作成し旭川市長へ提出する旨の記載としていましたが、副本の作成を不要とします。

これにより、電子入札システムによる入札参加申請におきましては、記名押印した協定書を電子ファイル（PDFデータ等）にして添付してください。

また、電子入札システムを使用しない場合は協定書の写しを提出してください。

2 運用開始時期

令和8年9月1日

3 新旧対照表

別紙1のとおり

4 旭川市建設工事等共同企業体運用基準（改正後）

別紙2のとおり